新(赤文字部分が変更箇所):2025年4月10日以降

auじぶん銀行株式会社(以下「当社」という)が提供す る住宅ローンの金利タイプは、変動金利と固定金利特約 があります。最終返済日までの借入金利が確定している 場合を除き、お客さまの選択された金利タイプ(変動金 利または固定金利特約)に応じて、借入金利が見直され ます。金融情勢などによっては、お客さまの借入金利が 上昇し、結果として、ご返済の負担が増加するリスクが あります。それぞれの金利タイプに応じた金利変動の仕 組みや、将来、金利が上昇した場合の返済額増加のリス クについて、十分にご理解いただきますようお願い申し 上げます。

1~2 (省略)

3.基準金利について

(ア)変動金利

変動金利における当社の基準金利は、毎年4月1日と10月1|変動金利における当行の基準金利は、毎年4月1日と10月1 日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金 利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定し ます。

◆当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◆当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営 業コスト

◆当社の収益および金利情勢など

※基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法 により掲示させていただきます。

以外の日に借入金利を変更する場合があります。

(イ) 固定金利特約

固定金利特約における当社の基準金利は、市場金利をも とに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。 このため、毎月掲示する基準金利は、金融市場の動向な どに連動して変更します。

◇当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営 業コスト

♦当社の収益および金利情勢など

|※基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法 により掲示させていただきます。

旧(赤文字部分が変更箇所)

auじぶん銀行株式会社(以下「当行」という)が提供す る住宅ローンの金利タイプは、変動金利と固定金利特約 があります。最終返済日までの借入金利が確定している 場合を除き、お客さまの選択された金利タイプ(変動金 利または固定金利特約)に応じて、借入金利が見直され ます。金融情勢などによっては、お客さまの借入金利が 上昇し、結果として、ご返済の負担が増加するリスクが あります。それぞれの金利タイプに応じた金利変動の仕 組みや、将来、金利が上昇した場合の返済額増加のリス クについて、十分にご理解いただきますようお願い申し 上げます。

1~2 (省略)

3.基準金利について

(ア)変動金利

日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金 利をもとに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定し ます。

◇当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◆当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営 業コスト

◆当行の収益および金利情勢など

※基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法 により掲示させていただきます。

|※基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日 ||※基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日 以外の日に借入金利を変更する場合があります。

(イ) 固定金利特約

固定金利特約における当行の基準金利は、市場金利をも とに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定します。 このため、毎月掲示する基準金利は、金融市場の動向な どに連動して変更します。

◆当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営 業コスト

◆当行の収益および金利情勢など

※基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法 により掲示させていただきます。

4.返済額および約定利息について(省略)

4.返済額および約定利息について(省略)

5変動金利タイプにおけるご注意

5変動金利タイプにおけるご注意

(ア) 借入金利の決定

(ア) 借入金利の決定

▶当初の借入金利は、お借入日現在の変動金利の基準金 利をもとに決定します。

▶当初の借入金利は、お借入日現在の変動金利の基準金 利をもとに決定します。

(イ) 借入金利の見直し

(イ) 借入金利の見直し

2回を基準日と定め、見直しを行います。

▶お借入日以降の借入金利は、毎年4月1日と10月1日の年 ▶お借入日以降の借入金利は、毎年4月1日と10月1日の年 2回を基準日と定め、見直しを行います。

返済日の翌日から、10月1日を基準日として決まる新借入 返済日の翌日から、10月1日を基準日として決まる新借入 金利は、同年12月の返済日の翌日から適用します。

▶4月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年6月の ▶4月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年6月の 金利は、同年12月の返済日の翌日から適用します。

▶借入金利は基準金利(4月1日または10月1日)と前回基 |▶借入金利は基準金利(4月1日または10月1日)と前回基 準日の基準金利(基準日が4月1日の場合は前年10月1日、 基準日が10月1日の場合は同年の4月1日)とを比べ、差が 基準日が10月1日の場合は同年の4月1日)とを比べ、差が 生じた際はその差と同一幅で変更するものとします。

準日の基準金利(基準日が4月1日の場合は前年10月1日、 生じた際はその差と同一幅で変更するものとします。

(ウ)返済額の見直し

(ウ)返済額の見直し 【元利均等返済の場合】

【元利均等返済の場合】

▶5年ルール

▶5年ルール

◆お借入後の返済額は、お借入後5回目の10月1日を基準 日とする借入金利の見直しを行うまで一定のままとしま す。この期間中、借入金利に変更があった場合も返済額 は一定のまま、「元金」と「利息」の金額の内訳が変更 となります。

◆お借入後の返済額は、お借入後5回目の10月1日を基準 日とする借入金利の見直しを行うまで一定のままとしま す。この期間中、借入金利に変更があった場合も返済額 は一定のまま、「元金」と「利息」の金額の内訳が変更 となります。

> ◆お借入後5回目の10月1日を基準日として、借入金利、 適用期間における元金残高、残存期間、未払(未収)利 息に基づき、新しい返済額が算出され、12月の約定返済 日の翌日から適用されます。以後、5回目ごとの10月1日 を基準日とし、12月の返済日の翌日に同様に返済額を再 計算します。

◆お借入後5回目の10月1日を基準日として、借入金利、 適用時期における元金残高、残存期間、未払(未収)利 息に基づき、新しい返済額が算出され、12月の約定返済 日の翌日から適用されます。以後、5回目ごとの10月1日 を基準日とし、12月の返済日の翌日に同様に返済額を再 計算します。

> ◆借入金利が上昇しても、5回目の10月1日を基準日と し、12月の返済日の翌日に再計算される新しい返済額 は、再計算前の返済額の125%を超えることはありません (これを125%ルールといいます)。借入金利の引下げが 行われ返済額が減少する場合は、制限はありません。

◆借入金利が上昇しても、5回目の10月1日を基準日と し、12月の返済日の翌日に再計算される新しい返済額 は、再計算前の返済額の125%を超えることはありません (これを125%ルールといいます)。借入金利の引下げが 行われ返済額が減少する場合は、制限はありません。

◆半年毎増額返済額において、前回半年毎増額返済日と ◆半年毎増額返済額において、前回半年毎増額返済日と 次回半年毎増額返済日までの間に新借入金利の適用日が 次回半年毎増額返済日までの間に新借入金利の適用日が ある場合の按分計算は、「半年毎増額返済部分の元金残 ある場合の按分計算は、「半年毎増額返済部分の元金残 高×旧借入金利(年利率)×1/12×前回半年毎増額返済月か 高×旧借入金利(年利率)×1/12×前回半年毎増額返済月か ら新借入金利適用月までの経過月数」+「半年毎増額返済 ら新借入金利適用月までの経過月数」+「半年毎増額返済 部分の元金残高×新借入金利(年利率)×1/12×新借入金利 部分の元金残高×新借入金利(年利率)×1/12×新借入金利 適用月から次回半年毎増額返済月までの月数」で計算し 適用月から次回半年毎増額返済月までの月数」で計算し ます。 ます。 ◆上記(イ)以外の事由による借入金利の変更がある場合に (新設) おいては、最終返済期日を変えずに毎回の元利金返済額 を再計算し、再計算後の元利金返済額は、借入金利の変 更があった日以降の当社所定の約定返済日から適用され ます。なお、当該再計算においては「5年ルール」および 「125%ルール」は適用されません。 ◆返済額軽減型の一部繰上返済が行われた場合の当該繰 (新設) 上返済後の毎回の約定返済額の再計算においては「5年 ルール|および「125%ルール」)は適用されません。 ①借入金利が引上げられた場合(省略) ①借入金利が引上げられた場合(省略) ②借入金利が引下げられた場合(省略) ②借入金利が引下げられた場合(省略) ③未収(未払)利息(省略) ③未収(未払)利息 6~9 (省略) 6~9 (省略)

【2020年2月9日現在】

【2025年4月10日現在】